

東京海洋大学海洋資源環境学部における外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する取扱要領

平成29年2月20日
海洋大規第86号

第1 東京海洋大学海洋資源環境学部履修規則（以下「履修規則」という。）第12条の規定に基づき、外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 外国人留学生は、履修規則第4条の規定にかかわらず、総合科目について、次の特例により修得することができる。ただし、教員免許状を取得しようとする者及び水産専攻科へ進学しようとする者は、それぞれ所定の授業科目を修得しなければならない。

(1) 「文化学系」、「哲学・科学論系」及び「社会科学系」の科目それぞれ4単位を「日本事情科目」の修得をもってこれに代えることができる。

(2) 「外国語系」の科目8単位を「日本語科目」の8単位の修得をもってこれに代えることができる。

(3) 総合科目の「自由選択」の科目の4単位を「日本語科目」の4単位の修得をもってこれに代えることができる。

第3 「日本語科目」及び「日本事情科目」の授業科目、年次及び単位数は、次のとおりとする。

授 業 科 目	年次及び単位数				
	1年次	2年次	3年次	4年次	計
日 本 語 科 目					
総合日本語Ⅰ	1				1
総合日本語Ⅱ	1				1
総合日本語Ⅲ	1				1
総合日本語Ⅳ	1				1
日本語演習Ⅰ		1			1
日本語演習Ⅱ		1			1
論文のための日本語Ⅰ			1		1
論文のための日本語Ⅱ			1		1
日 本 事 情 科 目					
日本事情Ⅰ	2				2
日本事情Ⅱ	2				2
日本事情Ⅲ		2			2
日本事情Ⅳ		2			2
計	8	6	2		16

第4 履修規則別表の授業科目のほか、専門科目の選択科目として、次の授業科目を開講する。

授 業 科 目	年次及び単位数				
	1年次	2年次	3年次	4年次	計

日本水産事情		2			2
日本海洋事情		2			2

- 2 前項の授業科目の単位を修得した場合は、履修規則第4条に定める卒業に必要な単位として認めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。